

平成 2 1 年度第 4 回長野市上下水道事業経営審議会 議 事 録

日時：平成 2 1 年 1 1 月 2 4 日（火）
1 3 時 3 0 分開始
場所：長野市役所 1 0 階 1 9 階会議室

事 務 局	<p>【開会】</p> <p>それでは、ただ今より平成 2 1 年度第 4 回目となります長野市上下水道事業経営審議会を開会させていただきます。</p> <p>本日は御多忙のところ、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、進行役を務めさせていただきます、総務課の倉石でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本審議会は公開でございます、傍聴が可能になっており、報道関係者や傍聴される方がいらっしゃる場合がございますので、御承知おきをいただきたいと存じます。</p> <p>会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。長野市上下水道事業経営審議会条例 6 条の規定によりまして、定足数は委員 2 0 名の過半数となっております。</p> <p>本日御出席の委員さんは、現在 1 5 名ということでございますので、会議は成立いたします。</p> <p>続きまして、お配り申し上げました資料の確認をお願いいたします。</p> <p>事前に送付させていただきました資料でございますが、別紙 1 ということで「政令指定都市 + 東京 2 3 区 水道料金順位」と別紙の 2 「水道料金について(答申)」平成 1 8 年 1 1 月 2 4 日のものがございます。</p> <p>それと「上下水道事業経営審議会資料 2」というものがございます。</p> <p>それと本日差替えということで、申し訳ございませんが「審議会資料 2」の 4 ページ部分の差替えのもの、「訂正版」と右上に赤字で示させていただいたものを 4 ページの差替えということでお願いします。</p> <p>それと資料送付の際、ご持参いただきますようにということでお願い申し上げました「前回の審議会の資料」、それと「平成 2 0 年度 上水道事業統計年報」、以上が本日の資料でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、柴田会長様より御挨拶をお願いいたしたいと思います。</p>
-------	--

<p>会 長</p>	<p>【会長あいさつ】</p> <p>皆様こんにちは。</p> <p>お忙しいところお運びくださいます、ありがとうございます。</p> <p>経済情勢等を見ますと政府もとうとうデフレ傾向にあるということを書いており、経済情勢は大変厳しいものとなっております。</p> <p>前回中村管理者から審議会に諮問して、その答申案ということで、事務局の案を示してもらおうということになっておりますので先生方からの忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>【会議】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは会議に入らせていただきます。</p> <p>本審議会の議長は審議会条例第6条の規定によりまして、会長が当たる事となっております。</p> <p>柴田会長様、よろしくお願い致します。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは次第に沿って、会議の方を進めて参りますので、よろしくお願い致します。</p> <p>最初が（1）前回審議会の質問事項について事務局から説明をお願い致します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>【前回審議会の質問事項について】</p> <p>総務課の小山です。</p> <p>よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、私の方から前回委員さんから都市の魅力度、快適度の参考とするため、政令指定都市の水道料金の提示をしていただきたいと思いますというご意見をいただきまして、お手元に配布の資料をご用意させていただきました。</p> <p>資料の説明に入ります前に、前回の審議会の資料の22ページをお開き願いたいと存じます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>これは前回審議会でご提示をさせていただきました県内の水道料金ということで、今日また新たに認識していただき、これから説明申し上げます政令指定都市との比較をしていただくためにご覧を頂いている訳ですが、県内では20㎡までが20市中15位ということで料金が安く、</p>

量を増すごとに長野市の体系は料金が高くなるという状況を示しております。

それから23ページをご覧くださいと思います。

23ページでは中核市の水道料金ということで、中核市39市が掲示をされております。

中核市の料金の中では長野市は20^mまでが10番目ということで、県内とは逆に水量が増すごとに順位が低くなりまして、50^mまでは27位、そしてまた100^mまでは28位、それから業務用でも26位或いは27位、28位というところを占めております。

この中核市の水道料金と政令指定都市の料金を横に置いてご覧頂きたいと思いますが、中核市と政令指定都市、これを見ますと県内とは逆に政令指定都市の中でも20^mまでは長野市は5番目に高いという状況でございますが、水量が増すごとに順位を下げ、50^mまでは14位、そしてまた100^mまでは13位、業務用でも100^mまでが13位、そして200^mでは14位、500^m以上ですと15位ということで20都市中でも長野市の料金体系は低い位置を示しているということで中核市と同様に最初の20^mは順位が上位にある訳ですが、水道が増すごとに低いということで中核市と政令指定都市では同じような位置づけがされているということで、快適度ということで委員さんからは表の提示に要望があった訳ですが、ご覧のとおり中核市、指定都市ともども水量が増すごとに順位が低くなるという状況でございます。

それで料金体系のことになりますけど、逓増制は全国では92.41%ということで殆どのところが逓増制を採用しているところでございます。

逓増料金体系というのは、なぜ水道事業に採用されているかということになる訳ですが、一般の商品では大量生産、そしてまた大量供給をして単位当たりの生産コストを下げる、これによりまして使用するほど割安になるという仕組みになっている訳ですが、水道事業では2点ほど異なる仕組みとなっている訳でございます。

まず1点目が、節水意識を働かせることで水の浪費を抑制し、合理的な水使用により省資源化を図るという環境的観点から導入をしています。

2点目は、水道料金は個々のサービスの供給に基づく原価を基に決定されていまして、一般の利用者と比べて大量の水使用を必要とする利用者につきましては、水需要に応えるための施設整備、これは水源開発や施設拡張等を言いますが、これらに多額の費用が必要とされることから

	<p>大口の需要者に応分の負担を求めるとい料金体系になっております。</p> <p>またこの料金のところに示しますように、政令指定都市の中では東京、名古屋、大阪等々の大都市と比べますとやはり長野市では20m³までは高いのですが、使用水量が増すごとに長野より上に東京、名古屋、そしてまた業務用ですと東京、名古屋、大阪と全てが長野市より高くなっているという状況になっております。</p> <p>それで料金が高いか安いかというのは見た場合にはこの市が高い、或いは安いというものが出るのでありますが、実質的には料金を左右するのは各水道事業体の間において当然に存在する事業経営の背景、ここが違うということです。</p> <p>経営の背景とは何かというと、市の歴史とか人口とか産業構造、そしてまた地理的条件、この違いから事業運営に必要な経費についても格差が生じるということで結果的には水道料金に格差が生じるんだということで各々の市町村によって、或いは水道事業体によって料金が違うということになっております。</p> <p>以上で私からの説明を終わります。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご意見とご質問がありましたらお願いします。</p> <p>大体全国の政令指定都市で見ても中核市と同じ順位付けになるというご説明でした。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは無いようですので、(2)水道料金についてに移りたいと思います。</p> <p>前回の審議会で、今回は水道料金についての事務局案を提示いただくということになっておりましたので事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>【水道料金について】</p> <p>それではお手元の資料の別紙2「水道料金について」という平成18年11月24日の答申をご覧頂きたいと思ひます。</p> <p>この2ページをお開きいただきたくと思ひます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>前回の答申内容を朗読いたします。</p> <p>水道事業については、企業の水需要の低迷、人口の減少、市民の節水</p>

意識の定着等により、水道料金収入が毎年減少してきている。

その一方で、安全な水の安定供給のため、老朽化した施設や配給水管の整備更新、鉛製給水管の布設替、地理情報システムの整備等を実施する必要がある。

平成19年度から平成23年度の財政収支計画では、一時的に営業収支に損失が見込まれているものの、企業債償還利子が減少するほか、地理情報システムの整備がほぼ完成することから、平成21年度には利益が見込め、資金収支についても回復する見通しとなっている。

また、料金算定期間である平成19年度から平成21年度の3か年で見ても、平成19年度、20年度は損失となるものの、3か年の計では、収支が保たれる見通しである。

今後も、水需要の減少は続くものとみられることや、金利等の経済情勢が不透明であることなどから、厳しい経営状況が予想されるため、民間委託の推進、職員の削減、事務事業の見直しによる経費節減等を図り、一層の効率的な経営を進め、健全経営の継続に努める必要がある。

という内容のものでございまして、記として、

1 水道料金について

(1) 料金算定期間は、平成19年度から平成21年度までの3か年間とする。

(2) 水道料金は、据え置きとする。

というものでございます。

2 附帯意見

現状の逓増料金体系において一部に不公平感が生じており、累進度の緩和を含め料金体系の在り方についての検討が必要である。

としております。

ということから、3ページ目には18年の時の財政推計、当時は簡易水道がございませんでしたので、上水道だけの推計となっておりますので、同じ上水道で集計をいたしますと、紺色の線が前回の推計を示しております。

そしてピンク色の部分がH19・20が実績、H21・22・23は予算ベースで推計をしたものでございます。

共に収入、支出と比べますとまず収入の方は、前回の推計よりも決算額が約2億円以上マイナスになっております。

予算ベースでは更にまた21年度では落ち込みが非常に大きく徐々に右肩下がりで収入が少なくなっているという状況を示しております。

これは予算ベースですが、21年度実際の決算見込みで見ますと予算

ベースよりも更に1億6千万円程水道料金の収入が減少している状況でございます。

一方支出の方は、実績は実際の19年度、20年度を推計と比べまして委託の推進、経費の節減等を図る中で実質的に下がっております。

また、20年度は借換債の影響が大きく、支出の減少を意味しております。

実質的には21年度も借換債はございますが、冒頭ご説明申し上げましたとおり、予算ベースで21・22・23は推計しておりますので、21年度の決算見込みを見ますと現在の約56億から1億くらいは借換債等々で減少するのではないかという見込みです。

これらの収入と支出の状況を見ますと実質的には22年度で赤と、そして23年度には一時的には黒字になりますが、前回ご説明を申し上げましたとおり24年度以降は損益では赤字という状況が今後継続していくであろうと推定しております。

それでは、お手元の審議会資料をご覧頂きたいと思えます。

1ページでございますが、右端に1とふっておりますが、これは前回もご提示して、ご理解をお願いしたところでございますが、再度ご説明を申し上げたいと思えます。

水道事業は独立採算制の経営原則でございますが、水源の確保を図りながら水質基準に適合した水を良好な施設整備によって安定的に製造、供給するという公共の福祉を企業の経済性を発揮しながら継続して実現していくという事業であります。

そのためには、やはり財政基盤の強化を図っていく必要があるということで、財政基盤強化のための目標ということで、1つとしましては自己資本構成比率を高めて参りたいということで55%を将来的な目標として考えていきたいというのが1点でございます。

それから2点目としましては、実質流動比率を向上させていきたいということで、目標を200%に高めていきたいと、そのためにはどうしたら良いかということで、資産維持費の確保をしていきたいということでございます。

そして資産維持費というものの考え方を前回(審議会)の中ではマイホームというもので考えたかどうかということでご説明申し上げた訳ですが、左側の絵でございますが、これはマイホームの借金に利益が出たら充てていくと、右側の方では借金の返済だけでは収入が少なくなった場合には返済に追われてしまって、またマイホームの改築費やそれが倒壊して新たに建てようとした場合の資金が無いということで、今後の中

では返済と同時に新たに改築費や将来の建て替え費用を貯めていきたいということで資産維持費の必要性をお願いした訳でございます。

そして2のところでは、資産維持費の算出方法ということで、対象資産に資産維持率を掛けて出した、この維持費を確保して参りたいということで、対象資産は何をもって対象資産するかということですが、これは固定資産の土地を除いた未償還残高を意味しております。

そしておおむねこの率は3%が適切ではないかということをお前回のなかでお話をさせていただきました。

これらを基に算出したものがお手元の資料の2ページにございます。

「料金改定による指標等の推移」という表ですが、一番上にあるのが現行料金で行った場合に財政推計の中でどういうふうになっていくかということをお前のご説明申し上げましたものでございますが、現行の水道料金で行った場合には22年度より損益では、マイナス1億8,813万4千円の推計がされているということで、以下23年、24年という3ヵ年の中で約5億4千万円の累積損益が生じるというような状況で説明を申し上げたところでございます。

そしてただ今ご説明を申し上げました資産維持費というものについて1.5%、そして2%、それから標準とされている3%、これらについて算定をしたものでございます。

1.5%の資産維持率で算定いたしますと、「平成22年度」の欄の欄の中に「料金改定による増収」と書いてある部分がございまして、

これが実質的には資産維持率1.5%で計算した場合の増収の3億7,798万3千円になる訳です。

そこから「現行料金」のマイナス1億8,813万4千円の損益部分を増収から差し引きいたしますと、実際に残るお金は資産維持費として1億8,984万9千円になりますよということを示しております。

以下1.5%で計算しますと、23年度、24年度共に黒字ということで資産維持費は23年で4億9,426万円、そして24年では2億飛んで500万程の資産維持費が残るという試算でございます。

それと共に補てん財源も22年度では8億7,600万から23年度では8億8,600万、24年度には13億程の補てん財源残高ということになる訳です。

ただ、200%を目標としております実質流動比率は、24年度で157%、それから自己資本比率は52.7%ということで、利益自体の確保はできますが、実質流動比率、自己資本比率共に目標までは到達しないという状況でございます。

そして資産維持率に1.5%で計算した場合には3カ年は損益ではプラスとなりますが、25年度には若干の赤字となる推計をしております。

今の推計で2,400万円程ですのでこの推計で行ったとしても3年間の中で努力をしながらクリアしていきたいという考え方でございます。

また、資産維持率2%で資産をいたしますと料金改定による増収は、4億5,600万円、損益均衡必要額1億8,800万円を差し引きしますと2億6,800万円程の資産維持費が残るということとございまして、これも3カ年はプラスの経営ということで25年度には8,300万円程、26年度には赤字となっていく推計でございます。

この2%でやった場合においては、今ご説明申し上げましたとおり25年度まではプラス経営という形で行きますが、26年度以降は赤字となる、そしてまた実質流動比率は28年度には目標を達成するという見込みでございますが、自己資本構成比率は向上はして参りますが目標値までは達成しないという状況でございます。

そして、標準の資産維持率3%で見た場合には、料金改定による増収は6億1,300万円程の増収が図られ、損益均衡必要額を差し引きしましても4億2,400万円程の資産維持率が計上されるということとでございます。

これで行きますと次々回の料金改定までの6年間はプラス経営で行けるということで平成28年度からマイナスということになる訳でございます。

この算定で行きますと実質流動比率は、25年度目には目標に達しません。

そして自己資本構成比率は向上して参りますが、やはり30年度でも目標の達成はできないというような状況でございます。

今回提案しました資産維持率1.5%という形で試算して今の現行の料金とこの改定率という欄がありますが、改定率という欄は平均改定率でございまして、今の資産維持費を計上したこの収入を今の実際の水道料金収入で割り返しますとその割合が1.5%の場合で9.73%、2%の場合で11.75%というようなこととございますので、これはあくまでも平均改定率というようなものを示したものでございます。

今回の中では1.5%、2%、標準の3%まで見込んだ訳でございますが、私共といたしましても目標となります資産維持率3%というのは非常に上げ幅がきついということで、今回の中ではご説明は申し上げましたがご検討の際には資産維持率1.5と2%で考慮をしていただきました

<p>会 長</p>	<p>いと考えておりますのでよろしくお願いいいたします。 私からの説明は以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。 ここまででご意見ご質問がございましたらよろしくお願いいいたします。</p> <p>なお、冒頭にご説明いただきました前回の答申につきましては、前回の会議の後で委員の先生の方から前回の答申の際に附帯意見があったということをご指摘をいただきまして事務局をお願いして用意してもらったものでございます。</p> <p>何人かの先生は前回の改定の時に委員でいらっしゃったかと思いますが、前回の様子について知識が無い、私がそうであります、もので用意してもらったものでございます。</p> <p>資料と別紙につきましてご質問は如何でしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>資産維持率をもう少し詳しく説明していただけませんか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>資産維持率は前回も若干ご説明を申し上げたんですが、水道料金の算定要領というものが日本水道協会というところから出されております。</p> <p>全国どこの事業体も水道料金の算定を、この算定要領に従って料金改定の試算をするときに要領に基づいて算定をしている訳ですが、この3%というものについては、実質的には平成18年の10月に開催されました日本水道協会の75回総会で水道料金制度の在り方について検討をするということで、資産維持費をどうやって維持していくかという中で様々な、ちょっと一言では言えないんですがあらゆる経済の法則に従って算定をした結果が3%というラインで率を求めてやったものが一番経営的に安定しているという結果が出た訳です。</p> <p>そこから3%が割り出されているということなんです。</p> <p>ですからここの中では1年間かけてこの制度の中での検討委員会が開かれておりますので1%、或いは0.5%、或いは5%、色んなことを試した中で、全国の各々の水道事業体のあらゆるデータから割り出して経営的に安定していけるというものが3%であるという答申が得られたということでございます。</p> <p>ですから中身について3%というのはご説明したことだけでは言葉が足りないと思うんですが、算定は今お話申し上げたように全国の水道事業体のデータを基に算出した結果、適正な率が3%ということで割り</p>

<p>委 員</p>	<p>出されたと算定要領の中では書いてございます。</p> <p>分かりますが、日本水道協会というのはどういう団体で、どれだけの拘束力があるのか、その辺が良くわからないのですが。</p> <p>それと自己資本比率50%以上というのは理想的ですが、普通の企業ではあり得ない、超優良企業ならあるかも知れないが。</p> <p>自己資本比率も中核市との比較を確認したいのですが。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは始めに日本水道協会についてですが、全国の水道事業者が集まりまして団体を構成しているところでございまして、年度は資料が手元にありませんもので分かりませんが、長野市も加盟しております。</p> <p>その中でどういうことをやっているかと申しますと、まず財源の確保ということで陳情等をしております。</p> <p>それから技術的なものの統一的な指針を出しているということでございまして、資産維持率もそこで研究をしまして指針というものをしております。</p> <p>実際にここで検討されたものが法律、施行規則等に反映されております。</p> <p>法律上にこの資産維持率という言葉が出てきたのは平成12年の4月に水道法施行規則第12条ということで出てきております。</p> <p>長野市の場合、どうして今までこの資産維持費を入れて来なかったかと言いますと平成7年から料金の値上げをして来ておりませんので、この資産維持費というものはございません。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それから自己資本のお話があった訳ですが、いわゆる公営企業として自治体がやっているものは、実際には借入資本金という形で、決算の時も若干ご説明申し上げましたが、民間と一番違うところは、民間の企業の場合には、資本金というのは株式を発行して資本金というものに生まれ変わっていくことができる訳ですね、ところが事業債というものは株式を発行して自己資本というものができませんので、あくまでも企業債と言って借金をしたものを返済した時にそれが自己資本に変わっていくというしくみとなっております。</p> <p>それでこれは全国的な平均は60%ぐらいだけれど、実質的には50%くらいということで、要するに借金がいっぱいあってはだめだということなんですね、あくまでも実際に返済をしてですね、そして返済したものが資本金に変わっていくということになりますから、それらの数</p>

委員	<p>字を高めていきたいという数値でございます。</p> <p>ですからちょっと民間とは自己資本の意味自体が違います。</p> <p>今後の中では公会計制度という中では自己資本と言っても借金じゃないか、だからそういうものについては負債に計上していくんだというような形で公会計制度自体も見直しをされているという現状にあります。</p> <p>ですから資本の捉え方が若干民間と違うということが一点と、それから今手元に中核市の資料が無くてどのくらい違うかという説明はできないんですが、19年度決算の統計でいきますと全国平均があくまでも61%であるということを示しておりますので、後ほど一覧になった資料がございましたらお示しをしたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>ご説明は分かりました。</p> <p>皆さんも分かったかどうかその辺も質問していただきたいと思うんですが。</p> <p>我々のレベルがそこまでいっていませんので、自己資本を充実させるということで50%を目標にしている訳ですが、必ずしも料金から賄っていくべきものなのか、それにプラスして社会資本設備なので、税金から賄って良いのではないかと思います。</p> <p>すなわち自己資本比率の充実のために全額を反映させるべきではないのではないかと思います。</p> <p>それと日本水道協会というのは最近新聞にも出る時もありますが、これが資産維持率まで左右する権限を持っているというのが今分かったのですが、我々とすれば分かったような分からないような気がして誠に申し訳ないんですが、今でなくてもいいんですが分かり易く説明していただき、審議会委員として理解した上で意見に反映したいと思います。</p> <p>これに関連して11月23日の日本経済新聞に国内外の係数が出ていますが、消費者物価指数がこの9月に100.2ということで、殆どここ数年上がっていない訳なんですね、むしろ今年になってからは毎月毎月マイナスが続いています。</p> <p>それから国内企業の物価指数、昔の卸売物価、これの推移を見ても毎月毎月前年比7・8%下がっている状態です。</p> <p>それを見ていると感覚的には先ほどの資産維持率、自己資本比率の説明によると値上げの方に判断せざるを得なくなってしまうのですが、消費者物価指数、国内企業内物価指数は値上がりしていない、むしろ右肩下がりという状況の数字も出ています。</p>
----	---

<p>事務局</p>	<p>審議委員の皆さんも総合的に判断して、水道局に質問もしていただきたく理解をした上で改定に望んでいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ただ今委員さんからお話のあったとおりでございます、現実には社会情勢は厳しいものと私共も受け止めております。</p> <p>今滝澤委員さんからも消費者物価指数というお話があった訳でございますが、前回資料の21ページにも、前回審議会の中でご説明申し上げましたとおり「水道料金の推移」というものが一番下の欄にございます。</p> <p>これはお話のありました23日現在の100.2という物価指数は、この前回の審議会の時点ではまだ出ておりませんでしたので、20年度までの物価指数という形で捉えてこの表にまとめたものでございます。</p> <p>ですから20年度は101.7でございます、23日のところでは100.2と下がっているような状況が伺われるものでございます。</p> <p>それで私共の方では、ただ今委員さんの方からお話がありましたとおりの現実でございます。</p> <p>水道協会はいくまでも権限があるということではなくて、各事業体の判断で料金というものを考えていく、その中で標準的なものが3%であるというものを示したものでございまして、何%にするというのは各事業体がそれぞれの事情によって審議委員の皆さんにお諮りした中で決定していくということでございまして、決して水道協会が示したものが拘束力があるというものではございません。</p> <p>その点をお含みの上、ご判断をお願いしたいと思います。</p> <p>それで2ページの資料をご覧頂きたいと思うんですが、先程資産維持費と減価償却費というお話が委員さんの方からございましたが、現行の料金で行きますと、25年度には補てん財源という残高がございます。</p> <p>これは実質的には民間企業というお話も出てきておりますので、民間企業の場合には減価償却費に充てた部分は、それは将来的な資金という考え方の中で預金をされてこの部分は補てんをしていかないという考え方をしておられると思うんですが、実質的に現行の水道事業の中では補てん財源というのは減価償却費の中から生まれた財源を言っております。</p> <p>ですから今投資的な建設改良事業をやっていく時に財源が現行の中ではございませんので、借金の返済に全て減価償却費の中から生まれた財源を食潰して使用してきております。</p> <p>ですから25年度には実際の減価償却費から生まれた財源が無くなる</p>
------------	---

委 員	<p>ことを意味しております。</p> <p>ですから現金がもう全然無いという、補てんするお金が無くなるということを示しております。</p> <p>ですから料金改定をするかしないかというのは私共は先程ご説明を申し上げましたとおり、安定した供給を継続していかなければならないということがまずもって自分達の使命であると受け止めておりますので、この現行の水道の資産を維持しながら安定した供給をしていかなければならない、ここで万歳してしまう訳にはいきませんので、これ（改定）を見送りしますと、見送っても損益からの損失した赤字のものはこれを解消できない訳ですね、これがどんどん累積ということで大きく膨らんでいきますと必ずや何とか、やはり公営企業ですから料金収入で賄わなければならないという経済事情もありますもので、赤字が累積しますと大きく料金に跳ね返っていくというようなことになりますので、こういった経営にならないように努めて参りたいということで、資産維持率1.5或いは2というようなものを考慮しながら将来的な建設改良、これらの施設を維持しながら安定供給に努めて参りたいというのが今回お示しをした案となっております。</p> <p>そんな事情から減価償却費たるものの資金で委員さんがおっしゃるようなやってきた訳なんです、25年度には一斉に底をついて一銭も無いというような状態になってしまいますので、こちらで若干でも値上げをして維持をして参りたいというようにこの表を見ていただきたいと思います。</p> <p>今の収支見通しの表でですね、やはり良質の水の量、質を確保していくためにはどうすればいいのかということになるかと思うんですけど、この赤字になるという見通しですね、収支の均衡が崩れて赤字になるという、これはもちろんそうだと思うんですけど、本当に業務運営の効率化とか精一杯の努力をしてこうなるのかということをもう一度確かめたいと思います。</p> <p>それから資金の調達の方法も新しい政権もできて少し変わってくると思うんですけど、資金調達にもっと工夫ができないのかということ。</p> <p>それから企業会計ですので料金の範囲でやりくりするということで一般会計からの繰入金はこの前の資料でお示し頂いた様に大体同じ水準で推移していると思うんですけどそれもやはり一般会計からの繰入もかなり中長期に渡っていくのかというその辺を確かめてどうしても今の水の供給、質の良い水を市民に安心して供給できる体制を維持していくには</p>
-----	--

<p>事 務 局</p>	<p>どうしても必要なんだということを私達が理解できるようにその辺をクリアにしてもらいたいですね。</p> <p>前回の資料の「今後の経営方針」の中でもご説明しておるんですが、これまでも人員の適正化、こういったものを図って参ってきている訳ですが、今年統合関係、1月には合併もありますが人件費自体は過年度からずうっと節減をして参っている訳であります。</p> <p>前回の資料の8ページでは「健全経営の持続」 民間委託の推進ということで19年度から犀川の浄水場、そしてまた22年度4月からは夏目ヶ原浄水場、これらを民間委託しまして一つは委託による経費の節減。</p> <p>それから として職員の削減といたしましては、12年度から20年度までに既に37名の人件費を削減しておりまして、約2億3千万円の経費節減、そしてまた、22年度以降5年間で9名で約5千万円の人件費の削減、それから事務事業による経費の節減、こういうものを行って参っております。</p> <p>前回の資料の14ページをご覧を頂きたいと思えます。</p> <p>これから21年度の欄の「維持管理費」の下ですね、「資本費」と書いてあります「減価償却費」例えば2億3,752万円、こういったものが増えていくということで、事業が上水道と簡易水道、これらが事業統合、或いは合併によってエリアが広がり、こういったものを維持管理していくという時代に来ております。</p> <p>そして税とは違ってこの水道事業という公営企業は水道料金をもって運営をしなければならないという義務がございますので一般会計からの赤字補てんはできないというのが原則でございます。</p> <p>ですから今一般会計から繰入をしていただいているものについては国の繰入基準というものがございまして、この基準に従ったものだけが水道事業会計へ一般会計から繰入をしていただいておりますが、それ以外は全てこの料金をもって水道事業というものは営業をしていかなければいけないということが基本原則でございます。</p> <p>こういった過去にやって来たものの資産の償却費、或いは過去に借金でやって来たものの利息、こういったものが今のこの時代に突入してきているんだと、ですから減価償却費一つを例に取ったんですが、この9年間でやって2億3千万円の人件費を節減してきたものが、年度によって一回の減価償却費がこれを上回る費用に跳ね返ってしまうという実情にある訳です。</p> <p>ですから自助努力はしておるんですが、支払利息、それから資産が豊</p>
--------------	--

	<p>富であるということが逆に水道事業は装置産業と申しまして、あらゆるものの施設を保有して最大限の枠を確保しながらこれを維持していかなければならない産業なんですね、ですから需要が多い時は好転をするんですが、一旦これが止まってしまいますと施設は確保しなければならない、しかしながら需要が少ないですから料金収入上がらないという特質を持っています。</p> <p>今回の中では過去と同じ繰り返しをしないということで100%、企業債の借金をすることはできるんですが、今までは大体90%ぐらい、しかしこれをやっていくと10年間で300億程というのが水道ビジョンでも申し上げた訳ですが、それらをやっている中でまた同じ借金をしてしまいますと必ずや将来的にはまたそれが跳ね返ると、ですから資産維持費というものがある程度蓄えながら借入れを過去よりも低く抑えて、できるだけ借金をしないで自己資金と併用で動いていけば今後同じ繰り返しをしないで資産を維持していけるのではないかということで起債の借入れの方向も低く抑えていきたいと、そのためにもやはり自己資本というものを高めていく必要があるということで今回これらの数字を推計したものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>他にも質問があるかと思いますが、一応ですね事務局案を説明いただいて、少し中休みを取って審議したいと思うんですが。</p> <p>3%の資本維持費を確保していくとしたら33年で借金は0ということですか。</p> <p>もう一つはこの資産維持率だけが変わっているのもそうすると損益は出てくるけれどそれを財源として使ったらまた赤になる時点で料金改定ということと同時に（資料の）一番下の3%（の資産維持率）でも改正が必要ということですか。</p> <p>そういうことであればそれで理解しますが、そういうことでなければ説明をしていただきたい。</p> <p>3%の資産維持率だと33%になると現状の維持でいって借金は無いということですか。</p> <p>あくまでもこれは資産維持費というものを今の資産で推計しておりますので、これから22年度以降建設改良をやっていく段階において、資</p>
会 長	
委 員	
事 務 局	

<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>産には若干の変動もございますし、私共の方でも委員さんからお話がありましたとおり我々自体も経費節減に努めて人件費削減、或いは事務の見直しによって極力節減できるものは節減していくということになりますからこの数字自体は今の段階での推計であって今後3%でいけば絶対借金をしないものであるための3%ではないということです。</p> <p>ですから常に今の時点で5ヶ年の推計をして3年間の料金の見直しをこの審議会にお諮りして、3年後はまたその時点で更に推計をしていくということでこれが絶対値ではございません。</p> <p>借金と資産の関係でいきますと前回もお話を申し上げましたが、資産の償却年数は40年で実際の借金の返済は30年ですから、これが40年になってくれるともっと良い経営というものができるのですが、実際には償還の方が早いのでどうしてもその部分が後手になってしまうということで今委員さんからお話がありましたとおり今の段階で見ればこういった数字が出るんですが、私共の節減努力、料金もその都度時代の変化に伴い大口の需要者が出てくれば収入が増え、更に良化した経営指標が示せるのではないかというふうに考えておりますので、これはあくまでも今年時点での推計であるということでお含みおき頂きたいと思えます。</p> <p>それでは引き続き審議会資料の説明をお願いいたします。 改定案ですね。</p> <p>経営管理課の岡村と申します。 よろしく願いいたします。</p> <p>3ページをご覧頂きまして、始めに一番左側のところに現行の料金が掲げてありますので、この説明をさせていただいてから入りたいと思えますのでよろしく願いいたします。</p> <p>左側のところですが、まず料金体系としまして基本料金と水量料金というものがございます。</p> <p>基本料金につきましてはそこに掲げましたとおり税抜きでありますけど13mmから30mmまでございます。</p> <p>例えば13mmは800円、30mmは括弧して1,700円、これは後ほど説明いたします。</p> <p>それから大口径と言われているもの、40mmから350mmまで40mmは2,900円、350mmは459,000円となっております。</p>
-------------------------	--

水量料金、これも税抜きですけれども小口径につきましては1 m³から10 m³が37円、その後の11 m³から20 m³までが139円というような刻みになっております。

なお、1 m³から10 m³が非常に安いんですが、これにつきましては全国で大体半々ぐらいで用いているんですが、県営水道のようにこのところを上の800円のところに足し込むという、基本料金もこの370円(37円×10 m³)プラス800円と1,170円としてしまうところもございますが、この場合には使っても使わなくても基本料金分を取られてしまうということで、また、1 m³から10 m³までの刻みを持たせることでいわゆる節水をしたお客様に対して親切であるということで、ここは安くなっております。

11 m³からずっと眺めていただきまして、その下に「累進度」というのがありますが、6.32となっております。

これは234円を37円で割った数字であります。

従いまして先程も言いましたが、この37円というランクを設けない場合の市町村にあっては234円割る139円ですから累進度は2倍にはならないということであります。

それから大口径についてもやはり水量の刻みは変わりますがご覧頂きますとおり50 m³までが161円、それから下の方にいきまして101 m³が234円という刻みになっています。

それから一番下に「水道料金(税込み)」とありますが、これにつきましては、一定のモデルを表したものです。

税込みにしてありますのはお客様のお手元に届く時の納付書がこの額であるということで税込みにしてございます。

例えば13 mmで20 m³ですと2,688円、それから40 mmですと100 m³をお使いの場合には23,467円、それから一番下の方にいきまして350 mm、一番大きい口径ですが、これですと122,000トンが1社が使っている訳ですが、3千万円強ということになります。

料金の算定の仕方少し触れさせて頂きたいと思いますが、例えば13 mmの20 m³で2,688円というのは、基本料金800円に足すことの小口径のところ1 m³から10 m³で37円、この10倍ですから370円、それからその下の11 m³から20 m³で139円、10を掛けまして1,390円、この3つを足しますと2,688円となります。

なお、これは全て積み上げですので沢山お使い頂く家庭や企業もございました。

これについても、この一つ一つを積み上げていきますので、水量の多いお客さんであってもそれぞれの段階を通過していくということになりますのでご了承をお願いします。

それからケース1・2に入る前に新設の口径がありますので、これもご審議をお願いいたします。

ご認定をお願いしたいと思うのですが、上から4行目30mmという口径がございます。

これは以前長野市には30mmという口径が無かったのですが、合併、その後の統合によりましてこの30mmというのが出てきて、現在13件ございます。

括弧として1,700円としてありますのは、今までといいますか約1年なんです、その上の25mmの1,400円というのを暫定的に現行としておりました。

そしてこれを現行とすれば1,700円と仮置きさせて頂きたいと思えます。

これはご覧頂きますと小口径の中では、800円、1,100円、1,400円と、300円刻みで来ておりますので、ここの30mmの口径は1,700円という金額を用いたいというものであります。

これによりまして、その右の方に目を移して頂きたいのですが、改定案1となった場合には、この率になりますので1,870円、更にもう少し右へ行きますと改定案の2のところでは1,900円、そして改定案3では1,860円、改定案4では1,900円というような改定になる訳であります。

それではケース1の方からお願いいたします。

全部で4案ありますけれど、ケース1の中には改定案の1と2、先程の率であります9.73%、或いは11.75%とありますが、この改定案が二つございます。

上のほうから説明させて頂きますが、基本料金と水量料金をこのケース1については定率で増加させるものであります。

従いましてこの累進等は一切関係がございまして、改定率のみでいってしまうということで、表のところを見て頂きますと平均改定率が9.73%ですので、それぞれ改定率はそのパーセンテージに近いものが全ての欄に埋まっております。

なお、改定率については大分ぶれがありますけれど、これにつきましては、基本料金は10円単位で揃えさせて頂いてますので、若干改定率は前後がございまして。

それから水量料金のところではありますが、ここは円単位であります。
円単位と率で端数を調整するとやはり率が動いてしまうということ
あります。

それからこの改定でいきますと9.75%という一番お使いになる人
ですね、黄色いランクをご覧いただきたいのですが、13mmで20m³
お使い頂いた場合は、2,950円ということで262円の値上げであ
ります。

この2,950円という数字につきましては、例えば県営水道という
のが同じ長野市内にあるんですが、こちらの方は篠ノ井、川中島、更北
といったところの方がお使いですが、この県営水道をこのランクと比較
しますと3,170円ですのでこれよりも少し低い金額となります。

その右の11.75%になりまして3,003円ということでまだ
やや低いということになりますのでよろしく願いいたします。

以上がケース1を想定した場合でございます。

それから次にケース2ではありますが、これは基本料金と水量料金の考
え方が違いまして、基本料金については、先程と同じように定率で増加
をしていく、そして水量料金については定額で増加をさせるものであり
ます。

これは水量単価の累進度ですが、使えば使うほど高いという料金が緩和
されることとなります。

先ほども逡増制について説明がありましたが、ここでも触れさせてい
ただきますと、この逡増制の緩和ということについては過去の歴史を手
繰って見ますと昭和40年代につきましては高度成長期でありまして、
水源が不足した、或いは建設費が増大した傾向にありました。

そして、その原因の多くを大口使用者に求めたという時代があったの
ですが、今では普及率がほぼ100%になりましたし、水不足も解消さ
れてきました。

大きく環境も変化してきましたので料金体系のフラット化というこ
とが言われております。

ただしフラット化と言いましても一気に解決するには変動が大きい
ですので徐々に緩和をする流れにございます。

そこで緩和というのがケース2であります。

改定案の3ですが、9.73%を基本としてそれぞれ10円単位で
そう遠くないところに落ち着かせたのがこの金額でございます。

例えば13mmですと870円、それからその下の方にいきまして、
これがポイントとなりますが、水量料金のところ、これは9.73%の

場合には13円の値上げ、全て13円を値上げさせていただいて、そのことによりまして逓増度の緩和を図っていききたいというものでございます。

その右の方にありますが、そちらの方は11.75%の改定でありますけれど、これは15円ということで、ここのランクは1円変わりますと大体3,600万円程変わって参りますのでそれぞれパーセンテージが違うことによりまして、13円、15円の違いになっております。

累進度のところをご覧頂きたいと思いますが、4.94%ということになりまして、6.32倍だったものが4.94倍というように変わってきております。

それから大口径の累進度は1.45倍から1.42倍というように僅かではありますが違いが出ております。

13mmをお使いいただいている20^m使用した場合の黄色いマーカールのところではありますが、3,034円と言うことで346円の値上げになります。

その右の11.75%の場合には409円の値上げということになります。

それから40mmの方をお使いいただいで100^m使用した場合には25,147円、1,680円の値上げであります、改定率はやや下がりがまして7.16%、その右の改定案4では8.05%であります。

下の方へいきまして100mmの口径で500^mお使い頂いた場合には150,832円と言うことで9,030円の値上げ、6.37%の改定率であります。

これも率としては段々下がってくるという形になります。

それから一番下のところで350mmで122,000^m使った場合には171万2千円程の値上げ、率とすれば5.62%の値上げということになります。

これが一般用であります。

次のページ4ページをお願いします。

ただ今のが一般用ですが、このページは用途別の料金になります。

別荘と共用栓と公衆浴場がございます。

始めに左側の別荘用からお願いしたいのですが、別荘用につきましては基本的に若干調整をしておるという形になりますが、表の左側の方をご覧頂きたいと思ます。

まず基本料金のところがございますが、別荘用は4地区ございます。飯綱高原地区、これが385件ぐらいでございます。

これは基本水量 10 m³までで 3,550 円が現行であります。

それから品沢地区というのは 40 件程あるんですが、これは鬼無里地区であります、12 m³と刻みは(他と)違いますが、1,630 円です。

それから聖山高原とたららにつきましては、これは大岡でございますが、合わせまして 159 件程ございますが 10 m³まで 1,500 円という形になっております。

これについては、基本料金については改定案としては 1 番目の飯綱高原については既に 20 m³使った場合には一般用の家庭よりも 2.2 倍という料金になっており、既に高いところにありますので、これについては据え置きをしたいというのが案であります。

それから品沢、聖山、たららについては、この聖山高原とたららが 1,500 円というのが現行なんですが、これを丁度切れがよくと言いますか 10 円単位でいきますと 9.73% を超えた 10% になってしまうんですが 1,650 円にさせて頂きたいというのが案であります。

これについては、改定率 9.73% と 11.75% と掲げてありますが、一般用で決まればそれがそのまま適用されるということになりますのでよろしく願いいたします。

差額については今のところは 150 円であります。

それから水量料金につきましては、飯綱地区につきましてはこれもやはり据え置きをしたいということで 3 地区のみ合わせたいということになります。

聖山高原とたららは 11 m³からという刻みで 150 円になっているんですが、これを 10% 上げさせて頂いて 165 円、品沢地区につきましても単価が若干違っていたんですがこれも合わせさせて頂きたいというものであります。

それからその下の水道料金の税込みの金額であります、飯綱高原地区については変化が無く 20 m³で 5,760 円であります。

品沢地区は 20 m³お使い頂いた場合には 3,465 円ということで 452 円の改正、それから聖山高原につきましては 3,465 円に合わせるんですが金額の上がり方が若干少なく 315 円、それからたららも同じであります。

これは品沢地区の方は先程ご説明しましたとおり基本水量の何 m³までという刻みが違いますのでこのような現象が出ておる訳でございます。

それからもう一つは共用栓というものがございます。

共用栓につきましてはそれぞれ網掛けがしてあります。

共用栓につきましては残すところ 1 件という数字であります。

基本料金は8 m³までが300円、それから水量料金は9 m³からは48円ということで一番下の水道料金のところではありますが、20 m³をお使い頂いた場合には919円であります。

これについては1件のみということもありますし、この共用栓はどんなものかと言いますと長屋の一角に立ち上げが1本ありまして、これは外水道であり、それを何世帯かの方の共同水道ということでございます。

そういうことで環境状況も恵まれていませんのでこれについては据え置きにしたいということでございます。

それからその右の公衆浴場用をお願いしたいと思いますが、これにつきましては現在9件の方が該当になっております。

まず基本料金であります、これは長野市の給水条例第24条によりまして、一般用と同じというように記されておりますので基本料金が前のページのところで示されてはいますが、決定しますとそれがそのまま適用されるものでございます。

水量料金につきましては、改定はしないということが案であります。

表の方をご覧頂きたいと思いますが、そこに表の外に 印のように「改定後の基本料金は一般用改定案のケース2を参考に算定」させて頂いたということで、9.73%と11.75%とありますが、くどいようですが、他が決まれば決まって来るということでございます。

それから水量料金であります、現行では1 m³から1,200 m³までが42円、1,200 m³を超えますと94円あります。

それでここは変更しませんということですが、この理由であります、この浴場用料金いわゆる銭湯につきましては、「物価統制令」というのがありまして、これが物価の安定を確保する法律であります。またそれに加えて「公衆浴場の確保のための特別措置法」等々の縛りがありまして銭湯の入浴料金につきましては県の入浴料金協議会の答申に基づいて知事が決定するものでありまして、転嫁がなかなかし難いということで現在でも13年頃に改定をして、その後大人が380円になっておると思うんですが、長らく改定をしていないということもありましてこれを理由に改定を見送るものであります。

参考までに13mmで500 m³お使い頂いた場合には改定後の金額は22,963円ということで73円の値上げになります。

それから40mmで500 m³使った場合には25,410円ということで315円1.26%の改定、100 m³と参考に掲げてありますが、こういうものが発生すればということで、現在のところ75mm以上の口径は存在しておりませんので参考までにご覧を頂きたいと思っております。

	<p>私の方からは説明以上であります。</p> <p>会長 はい、ありがとうございました。</p> <p>4ページの差替えの分は、前のページの事務局からお示しいただいた4つの案ですかね、4つの案のどれかを審議会として答申するということになれば自動的に決定するものであるということ、それから全て税抜きで計算してあるということです。</p> <p>15分頃まで休憩をとりたいと思いますが、これからお考え頂きたいのは先程のお話にありましたように資産維持率、これは必ずしもガイドラインとして水道協会、業界団体ということになるかと思いますが3%というのを出している訳ですが、それに従わなければいけない、拘束力を持つものではない、事務局としてはずっと借金を続けていくのではなく、少し積み立てタイプというので今回1.5%と2%、3%はこれは無理だというご判断であります。</p> <p>その場合に資産維持率の2つの案、これは審議会として必ずしも従わなくても良いということで、それをどう考えるかということです。</p> <p>それから事務局案ではケース1とケース2が出ておりまして、ケース1の場合は累進には変化が無い。</p> <p>ケース2の場合は大口需要者に対する逓増制の緩和をするということ、これはおそらく長野市としては初めてではないかと思います。</p> <p>そういったことで4つの案ですが、この案に限らなくても結構だと思います。</p> <p>資産維持率を例えば他の数字でもって求めるということも可能だと思います。</p> <p>その辺も併せましてご勘考いただければと思います。</p> <p>それでは休憩に入ります。</p> <p>~~~~休憩(3:00~3:15)~~~~</p>
会 長	<p>皆さんお揃いになり、時間になりましたので、会議を再開したいと思います。</p> <p>何か新しい資料が配られたようですので、ご説明をお願いします。</p>
局 長	<p>先程、水道協会のお話ありがとうございましたもので、一応パンフレットの資料をお配りしてございます。</p> <p>裏側をご覧頂きたいと思います。</p>

<p>会 長</p>	<p>日本水道協会は約百年前に水道協議会という名前で発足しまして、1932年に社団法人水道協会になっております。</p> <p>裏をご覧頂いておりますけれども、真ん中に三角形の絵が書かれております。</p> <p>全国の水道事業体が集まりまして、色々な水道界の声を国政等に反映させるために、一つの団体となっています。</p> <p>上には都道府県の支部がございまして、7地方支部になっておりまして、長野県は長野市が支部長をやっております。</p> <p>当時、水道が始まったばかりという事で、それぞれ色々な課題等がありまして、みんなでそれについて研究していこう。それから国政に反映させるという趣旨でございます。</p> <p>右に書いてありますように、事業体間・支部間の連絡調整のパイプ役とか、それから水道界の声を国政に反映させるために活動しております。</p> <p>下の方に行きまして、それぞれその下に諸問題を検討する専門の委員会を作りまして、課題について委員会で検討した事を公表いたしまして、それをそれぞれ事業体が参考にしまして、事業を行っておる訳でございます。</p> <p>先程も話が出ました資産維持費ですけれども、これにつきましては昭和42年に旧厚生省ですね、水道局の望ましいあり方を示す具体的算定基準が必要だという事で、昭和41年に日本水道協会にその検討を要請しまして、翌42年に一番初めの水道料金算定要領というのが出来ました。</p> <p>これを受けまして、厚生大臣の諮問機関であります生活環境審議会の答申で、算定要領の考え方が大筋で望ましい方法である、という結果を出しております。</p> <p>以来、54年とか平成9年とか平成19年と検討されまして、資産維持費の考え方が形成されている訳でございます。</p> <p>ただし、それぞれの事業体というのは、ほとんど市町村で経営しておりまして、歴史的沿革・経営規模・経営環境がそれぞれ違っておりまして、社会政策的配慮が強く要請されるなど、これは基準でありまして、必ずしも従うという事ではないという事でありまして、あくまでも、これは基準という事でありまして、以上でございます。</p> <p>有難うございます。</p> <p>それでは事務局からの案、平均改定率が9.73%あるいは11.7</p>
------------	--

委員	<p>5%という10%前後、1割近くという事なんですが、いかがでしょうか。</p> <p>この改定率、9.73と11.75とあります。</p> <p>この2ページを見ますと9.73%の場合、25年には赤(字)が出てくる、11.75%やった所では26年に赤が出てくる、短い期間3年とか4年でいきますと、9.73と11.75では一年違いで赤が出てくる。</p> <p>そのように解釈してよろしいでしょうか。</p>
局長	<p>はい、その通りです。</p>
委員	<p>それと、もう一つお伺いしたいんですが、14年間くらい改定してなかったと。</p> <p>それで、多少そのしわ寄せもこういう所に来ているという事は認められる訳ですか。</p>
局長	<p>そうです。</p>
委員	<p>ただ現在の社会ですと、非常に大変な時期でありますので、やはりこれの改定の率というのは、慎重に考えて行かなければいけないかなというように、私自身は思っております。</p> <p>ですから、今の9.73、11.75を1年違いの差で考えるのならば、9.73を上限として、もし場合によっては、それにいくらか下げる状況。</p> <p>また市民への説明においては、11.75から15.78までの案もあったけれども、こういう色々な状況を考えて、こういう9パーセント台の数字になったという説明が必要ではないかなと、個人的には思っております。</p>
会長	<p>有難うございました。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>先程、装置産業の特徴というか、装置産業というのは間接費が比率が高く、売り上げが増えた場合も、売り上げが減った場合も間接比率が多ければ、それだけ支出がかさみますよね、費用がね。</p>

	<p>そういう水道事業が、根本的な体質っていうのを市民にもっと知ってもらって事だね。</p> <p>だから、そういう一般装置産業というのは、そういう宿命をもっているんですね。だから、装置産業という特徴で水道事業を維持していくのは、この間の審議会で私が指摘したんですが、デフレ傾向の経済情勢ではあっても、やっぱりデフレは進んでも、この収支に綻びが出ていくのを見逃すわけにはいかんと、そういうきちんとした説明をすべきではないかと思うんですよ。</p> <p>それからもう一つは、合併による維持管理費がかなり広がっているとおっしゃいましたよね。</p> <p>それが、どの程度になりますかという事です。</p> <p>それは、やはり装置産業としての維持をしていく為の費用という事なんですかね。</p> <p>そうであれば、きちんと改定の理由にあげれば良いんじゃないですか。資産維持率というのは、非常に根拠の強い指標だと思うんですけど。これはやはり内部的な論理としてとどめるのか。こういう審議会での説明とか、そういうのは良いんですけども、市民への説明っていうのはちょっと馴染まないんじゃないかなという感じがしますけども、その辺も考えて頂きたいと。</p>
会 長	他にいかがでしょうか。
委 員	質問なんですけど、水道料金改定案ケース1・ケース2ですけども、水道単価の累進度が緩和する状態っていうのは何かと、ここに書いてあるのを見ると、いま需要が減っていたり、設備の稼働率が75%その辺の所で、それをやることによって何かメリットはありますか。
事 務 局	<p>水量を沢山使う会社等ですけども、やはりどうしても井戸を上げてそれと水道料金を見比べるという傾向がありますので、それが一番大きいかなと思います。</p> <p>それから、こんな景気の時代ですので、事業の撤退ですとか縮小というのがありますが、それに対しても貢献出来るのかなと思います。</p>
会 長	他にいかがでしょうか。
委 員	私はですね、先程デフレの話も出ましたが、今の情勢から配慮しまし

委員	<p>て、私の考えはここで結果を出さないで、もう1回それぞれ持ち帰って頂いて、私も団体の代表で来ていますし、また個人の皆さんも周囲の人の意見を聞いて、それで次の機会にもう一回やって頂きたいと思うんです。</p> <p>心中では1.5%ではそれほど縛られるものではないと。</p> <p>我々の給料あるいは年間所得がむしろ上がらないで下がってる状態ですね。</p> <p>その結果、今のデフレ状況が出てきているので、この審議会で早急に決定するのではなく、ここは持ち帰って、我々も審議委員として長野市民として慎重に判断して頂きたいと思います。</p> <p>私も今、滝澤委員さんのお考えに賛成なんですけれども、前回の11月6日の時は、なんか改定に賛成みたいな流れだったんですけれども、私ももう一回、家で考えてみたんですけれども、実は長野市水道事業に関するアンケート調査というのをもう一度見直してみたんです。</p> <p>それで安易に考えていたんですけれども、かなり水道料金に対してシビアな意見が沢山ありまして、実はビックリしたんです。</p> <p>こんなにも皆さん高いとか、今の時代もありますしエコで水道を使うのを加減しているのは、結果的には水道料金の値上げになるなんておかしいというような意見があったんですね。</p> <p>それは、その水道料金の宿命的なもので仕方がないと思うんですけれども、そんな訳で市民の皆さんにコンセンサスを得るには、やっぱり納得させるにはそれなりに説明というか、広報というか大事だという事がありまして、それは賛成なんですけれども、もう1回そこら辺を考えて、結果的に私はどうしても色々な説明で、今の状態だと健全な水道経営が出来ない事は分かるんですけれども、定率どうのこうの、なるべく水道は家庭用が99%で1%が営業用(事業用)と前回ご説明ありましたし、料金的に見れば7:3で家庭用の方が7割、営業用(事業用)の方が3割の収入みたいでしたけれども、やはり家庭用は金額的にはそんなに大したことではないんですけれども、やはり受け止める側にしてみれば、家庭人というのはやはり衝撃を受けるんじゃないかなと思いますので、もう1回検討の場を設けた方が良いんじゃないかなと思います。以上です。</p>
	会長

<p>事務局</p>	<p>今日の所は早急に結論を出すべきでないというご意見が多いようですので、自由にご意見を交換して頂いて、或いはもう一度というような場合には、こういった資料が欲しい、或いはこういった案が欲しい、こういった数字が欲しいといった事がございましたら、相談して頂けたらと思います。</p> <p>また新しい資料が配られてるようですが。</p> <p>この資料はですね、先ほど滝澤委員さんの方から、長野市の民間と比べた上で50%を超えるのは非常に大きな大変な数字だと。</p> <p>それで全国の各事業体がどんな数字を示しているかというような事で、今、表書きにございますように平成19年度の地方公営企業年鑑でございまして、全ての地方公営企業の平均がここに示されております。</p> <p>自己資本構成比率という事で、18年度61.1、19年度になりますと上がりまして62.8、これが全国の平均という事です。</p> <p>それで、お手元に裏面をご覧頂きたいんですが、全国の事業体の平均という事で、全ての市町村をコピーしますと何十枚にもなりますので、ここの部分だけをコピーした訳なんですけど、長野市が写っている所で、以下左から山梨県というような順番で、県下ですと松本・上田というようなものが黄色くマーカーで示した所で全て見られるという事で、先程示しましたのは地方公営企業、すべての事業体の平均を示しているものでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ご覧になって裏面の縦長の所ですね、8番目の資本金、(1)の自己資本金と(2)の借入資本金とあり、(2)の所が企業会計と違う所。企業債というのは借入れた資本金で、そういう想定になっていると。</p> <p>民間企業ですと優先株に相当する部分という事になるかと思えます。</p> <p>その分も入っているので、51.5%或いは約6割だとしても、実際の自己資本金というのはそんなに大きくはならないと、そういう事です。</p> <p>先程から事務局の方で強調されている資産維持率、剰余金というものは自己資本の中に繰り入れて、内部留保の形で手厚くしていきたいという事だと思います。</p> <p>ただ、先生方から再々出ておりますが、今がその時期かどうかという事は、値上げをするっていう場合にも、相当慎重な審議が必要であると思えます。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>

<p>委員</p>	<p>私たち個人では、上下水道事業経営審議会ですよね。 だから、やっぱり結論的には収支が合わない。 赤字じゃ困ると思うんですよ。 しかし今は、先程の方もおっしゃったように、経済的ムードが非常に悪い時期ですよね。 だから、もう一度よく審議をして、そうかと言って、ただ先延ばしでいい訳じゃないと思うんですよね。 やっぱり私達も、上下水道事業経営審議会のもとで集まってるんですから、やっぱり経営が赤字になっちゃ困ると思うんですよね、はっきり言って。 そんな事も考えながら、私も揺れてる所ですけども、将来的には合併すると維持費も掛かるし、この間の新聞じゃないけど下水道の仕分けの中で、これから地方へ戻すというような記事も出てますし、非常に憂慮する状況があると思うんですよ。 そんな事も考えて揺れてますので、もう一度よく考えて勉強して参りたいと思います。 よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>有難うございました。 他にいかがでしょうか。 ただ今、ご指摘がございましたように、赤字になっても構わないからという訳には行かないだろうと思うんですね。 答申する期間でございますけれども、これは3年間というように慣行上なっていて、その基をただしますと実は審議会の中で、以前の審議会でございますけれども、およそ3年に1度ずつの審議をすると、委員会の答申の中に入っていたかと思えます。 3年に1度という案、平成6年10月3日に諮問を受けまして、答申が平成7年の1月18日に出ている。 年報の125ページ、平成6年10月3日というのが一番左側に出て、答申が平成7年1月18日でございます、附帯意見 というのがございまして、「物価上昇や水道財政を考慮し、概ね3年ごとに料金の見直しを行うこととし、料金の大幅改定を避けるように努めること。」というように、審議会の方で附帯意見として出ております。 それが、大体3年にいっぺんずつ見直すと、いう慣行のもとになっているのかなと理解をしております。</p>

	<p>ただし私個人的な意見ですが、必ず3年には縛られなくていいかなと。経済情勢等を鑑みて、今回はもっと短期に収支をみるという事も不可能ではないだろうと思っております。</p> <p>ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>大体もう1回くらいは考えさせて欲しいという事でしょうか。</p> <p>もう1回くらいは可能だと事務局の方でも考えてますかね。</p> <p>その際に、そうなりますと現在4つの案が出てきておりますけれども、ケース1とケース2、累進度を緩和するか、それとも現行のままで行くか、この値上げ幅少し性質が違う事柄ですけれども。前回の答申では累進度については、一部不公平感が出ているので検討が必要だという、そういう表現でございます。</p> <p>この点についていかがでしょうか。</p> <p>あまり案が多すぎるのも、また次回も大変になっちゃうので、最終的には上げるという話になった場合、そうせざるを得ないのかなとは思っているんですけども、累進度に関してはいかがですか。</p>
委員	<p>今、前回の答申でそういう累進度の見直しが出てきているって事になるとですね、案として緩和という事も出てきますから、それについて企業の撤退とかもあったりしたり、井戸とかの話を考えれば、使用料が減るという予測なんですけど、これを考慮した時にどのくらい需要の予測に影響があるのか。</p> <p>それからコストに対しての収入が若干増えるのか。</p> <p>この辺を改定にあたって、緩和っていうのを考慮した上で意見を集約して頂きたいと私としては思っております。</p>
会長	<p>緩和による効果というのを、大体どのように見込んでいるのかという事ですね。</p> <p>事務局の方から何かございますか。</p>
事務局	<p>緩和という事自体はですね、これから緩和によって大口使用の皆さんがこれによって需要が増えるのかと言うと、それは難しいと。</p> <p>メリットと申しますと、水需要が増えるというメリットは非常に考えにくいと思います。</p> <p>ただ私どもの方とすれば、先程からお示ししている通り、維持管理費の抑制をしても間接的な資本費の部分が、どうしても水道の事業という中で増してきて、それで料金との収入から見ると料金が値上げをせざる</p>

<p>会 長</p>	<p>を得ない状態の中では、極力、需要者をこれから井戸水の利用とかですね、他の地域で事業を興すとか、そういったものを出来るだけ抑えたいという事なんです。</p> <p>ですから、これによって水需要が増えるという考え方ではございません。</p> <p>そんな事で、今の所は推定をしております。</p> <p>大口利用者への影響を幾ばくかは減らしたいと。</p> <p>あともう一つは、お役所としていったん新しいことを始めるというのは大変なエネルギーでございまして、緩和、現在並んでる数字は小さい訳ですが、緩和の方向に踏み出した事になりますと、それ以降の改正の時にもある程度踏襲されていく、そういう転換点にはなるだろうと思います。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>ちょっと教えて欲しいんですが、川崎だとか東京・横浜、地下水の汲み上げ、地盤沈下との兼ね合いで指摘されてる部分があるかと思うんですが、長野市の場合はないんですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在、法律的な規制は出来ません。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ございませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>度々、申し訳ございません。</p> <p>私はケース2でお願いしたい。</p> <p>それから経済情勢等考えれば、出来れば緩和をお願いしたいと思いません。</p> <p>それと、再検討は市民の皆さんに対する姿勢とかポーズだけでなく、是非周辺の人達に意見を聞いたりして、我々市民一人ひとりが、重大なことなので次回までに検討して、たとえ0.25でもいいから低い方向になればいいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>有難うございました。ケース1とケース2の違いでしたら、累進度は緩和するという方向にしたらどうかというご意見が出ましたが、この点については他にいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、累進度は緩和する方向で審議会としては考えるという方向</p>

	<p>で集約をさせて頂ければと思います。</p> <p>資産維持率、1.5%・2%というのは、かなり機械的な数字あるいは機械的な切り方だと思います。</p> <p>或いは次回、平均改定率9.73%・11.75%という数字の他に、例えば3年間なら3年間についてぎりぎり黒字を達成するような資産維持率・改定案、というような案も考えられるかと思うんですけどね。</p> <p>その辺はいかがでしょうか。</p> <p>このままでいきますと改定案3か4のどちらかだけという事になりますが。</p> <p>事務局の方では、更にご検討頂けそうですかね。</p>
事務局	<p>はい、審議会でのご意見を受け賜って、「そういった方向で検討」となれば、もう1案作成をしたいと思います。</p>
会長	<p>現行のままでは来年度からずっと赤字になってしまうので、値上げはやむを得ないかなと。</p> <p>ただし現在の経済情勢をみると、なるべく小幅にしたいという事。</p> <p>それともう一つは利用者の皆様方、市民の皆様方への周知徹底、それからご理解を頂けるような方策についても、是非工夫頂きたい、という意見が多かったかと思います。</p> <p>もし理解という事になりました場合には、どういう周知徹底をしてPR、ご理解を得る方策についても、腹案のようなものがございましたら、事務局様の方でご説明いただければ有難いと思います。</p>
委員	<p>ちょっと質問なんですけれども。</p> <p>改定案のケース1とケース2の場合、2ページの数字がどのように変わってくるのか。</p> <p>大幅に変わるのか、赤字になる時点はだいぶ変わってくるんですか。</p>
事務局 会長	<p>トータルベースでは、それほど変わらないと思います。</p> <p>他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、事務局の方から他に意見を承りたいという事はございますか。</p> <p>よろしいですか。</p>

事務局	<p>先程からご意見を承りました中で、次回の審議会でもう一度お示するという事で、いま流れの中では一応、緩和方策という事で、もう1案を出すという事で、1.5%と未満の中で先ほど会長さんの方から話がありましたギリギリという様なものが出せるかどうか、その辺の所を検討しながら案件を出して行きたいと思います。</p>
会長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>他になければ、次回の審議会の日取り等ですが、いつ頃というか、まだ未定かと思うんですけども、ご案内頂いてよろしいですか。</p>
事務局	<p>前回の審議会の中でもご説明をしておりますが、12月議会の日程との絡みもありまして大変申し訳ないんですが、一応予定の方は12月17日の木曜日という事で、ご出席をお願い出来ればと考えております。</p> <p>こちらの庁舎の8階の会議室13という事で、時間の方が1時30分をお願いしたいと思います。</p> <p>議会日程の方が定まり次第、正式にご通知をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、第4回の長野市上下水道事業経営審議会を閉じさせていただきます。</p> <p>どうも有難うございました。</p> <p style="text-align: right;">(会議終了15:54)</p>